

フリーランスで働いている方、 フリーランスの方と取引をされる方へ

《令和6年11月1日からフリーランスの方を保護する法律が施行されます》

個人で働くフリーランスに業務委託を行う事業主の方に対し、業務委託をした際の取引条件の明示、報酬支払、ハラスメント防止等のための体制整備等について「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和5年度法律第25号)により定められました。令和6年11月1日に施行されます。

取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省(労働局)がご相談に対応いたします。

島根労働局長から皆さまへのメッセージ



いよいよ今秋、フリーランスを保護する法律(いわゆる「フリーランス新法」)が施行されます。ただ、一口に「フリーランスを保護する法律」といっても主要な部分を理解するだけでも一苦勞。当局公式キャラのしじろーが、法律の概要やフリーランス、発注者がどんなことに気をつけなければいけないか、どんなことを労働局に相談できるのか、下で分かりやすく例を挙げて説明してくれていますが、実際に業務を開始すると、フリーランスの方々、発注者の方々双方ともに、困ったり、判断に迷うことがもっとたくさん発生してくるのではないかと思います。そんな時はどうぞお気兼ねなく労働局を頼ってください!

島根労働局
公式キャラクター
しじろー



《 この法律の対象となるフリーランスの定義 》

フリーランス…業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者 …フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの



企業

※従業員…週労働 20 時間以上かつ 31 日以上の雇用が見込まれるものをいいます。

………… 次のような内容は、労働局にご相談、お問い合わせください ……………



フリーランスを保護する法律ってどんな内容?

フリーランスの人が安心して働けるように、発注事業者との取引の適正化と就業環境の整備を目的としています。



発注事業者の従業員から、セクハラを受けています。止めて欲しいけれど言い出せません。

発注事業者の相談窓口へ相談してみてください。
発注事業者は、相談窓口を設け、それを周知してください。
解決しなければ、労働局へご相談ください。



フリーランスから、「介護のために特定の曜日はオンラインで就業したい」との申出があったが、対応しないといけないのか?

例えば、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整をするなどの配慮をお願いします。必要な配慮が難しい場合は、その理由についての説明が必要です。



《 法律の内容 》

- | | | |
|---------------------|---|-------------------------------------|
| ① 書面等による取引条件の明示 | } | ①～③については、公正取引委員会・中小企業庁までお問い合わせください。 |
| ② 報酬支払期日の設定・期日内の支払 | | |
| ③ 禁止行為(受領拒否、報酬の減額等) | | |
| ④ 募集情報の的確表示 | } | ④～⑦については、島根労働局までお問い合わせください。 |
| ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮 | | |
| ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備 | | |
| ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示 | | |

《 フリーランス・事業者間取引適正化法等の相談・問合せ先 》

●フリーランス・事業者間取引適正化等法や政令・指針に関する問い合わせ

島根労働局 雇用環境・均等室 TEL:0852-31-1161

〒690-0841 島根県松江市向島町 134 番地 10 松江地方合同庁舎5F

●フリーランス、個人事業主などの契約・お仕事上のトラブルについての相談

フリーランス・トラブル 110 番 TEL:0120-532-110

(受付時間 9:30~16:30/土日祝日を除く)

相談から解決まで、弁護士がワンストップでサポートします！

相談無料、秘密厳守、匿名相談可、対面・Web 相談可、和解あっせん手続費用無料です。

●発注事業者等からフリーランスとの取引上のトラブルについての相談

法テラス

〒690-0884 島根県松江市南田町 60

TEL:050-078-358

島根県弁護士会

〒690-0886 島根県松江市母衣町 55-4 松江商工会議所ビル7階

TEL:0852-21-3225(代)

FAX:0852-21-3398

●労働者性に疑義があるフリーランスの方で労働基準法等のトラブルがある場合

○島根労働局総合労働相談センター
島根労働局雇用環境・均等室内

TEL:0852-20-7009

○松江総合労働相談センター
松江労働基準監督署内

TEL:0852-40-2939

○浜田総合労働相談センター
浜田労働基準監督署内

TEL:0855-22-1840

○出雲総合労働相談センター
出雲労働基準監督署内

TEL:0853-21-1240

○益田総合労働相談センター
益田労働基準監督署内

TEL:0856-22-2351

詳細な法律の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。



内閣官房



公正取引委員会



中小企業庁



厚生労働省

【この資料に関する問合せ先】

島根労働局 雇用環境・均等室

松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階

TEL:0852-31-1161



令和 6 年 6 月作成